

第3回 [九州] 半導体産業展 熊本県ブース製作等業務委託仕様書

1 委託事業名

第3回 [九州] 半導体産業展 熊本県ブース製作等業務委託

2 目的

第3回 [九州] 半導体産業展は、九州地域がアジア半導体産業の中心地となり、半導体産業の発展・成長に寄与することを目的に開催されている。

九州を中心とした半導体関連企業が集結する本展示会に、県として地場中小企業紹介のブースを設置することで、県内企業のサプライチェーン参入および取引拡大を支援する。

3 対象展示会

展示会名：第3回 [九州] 半導体産業展

開催期間：令和8年（2026年）9月30日（水）～10月1日（木）

開催場所：マリンメッセ福岡（福岡県福岡市博多区沖浜町）

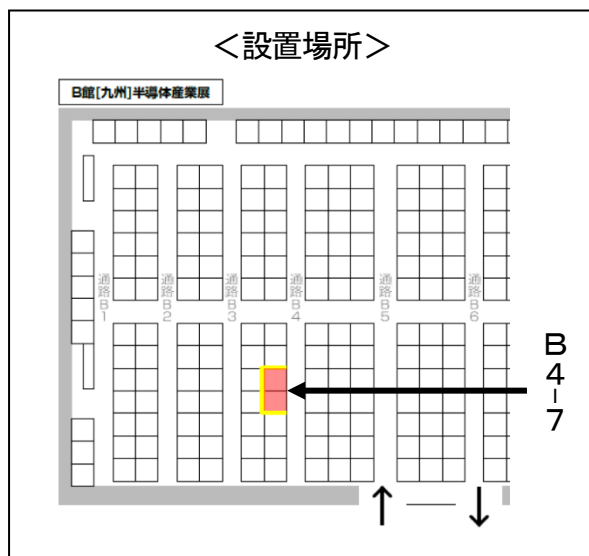
4 熊本県ブース

設置場所：B4-7（小間番号）

ブース名：熊本県

小間数：2小間（18㎡（3m×6m））

出展者：熊本県内企業（4社）



5 委託期間

委託契約締結の日から令和8年（2026年）10月29日（木）まで

6 委託業務

(1) 委託事項

- ・ブース全体のレイアウト及びデザインの提案
- ・レイアウト及びデザインに基づくブースの設置及び撤去、廃棄物の処分
- ・ブース管理（開催期間中における不具合への対応等）
- ・ブースの設置及び管理運営に係る主催者事務局との連絡調整及び各種申請手続き等への対応
- ・出展企業との連絡調整（ブース装飾、電気工事、展示品レイアウト等）

(2) ブース装飾の詳細

- ・主催者が定める規定に従った装飾であること。また、主催者が定めるスケジュールに従ってブースの設置及び撤去を行うこと。
- ・効果的な誘客を図るため、設置場所を考慮し、展示スペースの配置や形状を工夫するなどして、開放感がありかつ視認性の高いものとする。
- ・くまモンイラストの活用など熊本の特色を出し、本県の企業であることや、各社の強みを効果的に発信できるようなデザイン性の高い装飾を行うこと。
- ・造成工事を行うにあたり、必要な基礎工事を行い、ブースへの電源幹線工事及び小間内電気工事を行うこと。
- ・出展企業（4社）をPRするポスター（各社1種）を掲示すること。
- ・熊本県の半導体関連の中小企業をPRするポスター（1種）を掲示及び動画（データ有）を再生するモニターを設置すること。
- ・必須となる設備は以下のとおりとし、その他、集客や機能性の向上に資する設備等があれば提案すること。

<必須となる設備>

① 出展企業の展示スペース（4社分）

- ・社名板 4枚
- ・展示台（奥行50cm程度・収納有） 4台
- ・ポスター（A0サイズ） 4枚
※展示台の上に掲示するもの。出力は受託者が行う。
- ・スポットライト 4台
- ・コンセント 4箇所
- ・リーフレットスタンド 4台

② 熊本県（兼事務局）の展示スペース

- ・モニター（32型）1台
- ・展示台（奥行50cm程度・収納有） 1台
- ・ポスター（A0サイズ） 1枚
※展示台の上に掲示するもの。出力は受託者が行う。
- ・リーフレットスタンド 1台
- ・コンセント 1箇所以上

③ バックヤード（休憩、荷物置き等） 1箇所

④ 来場者と商談するスペース（テーブル・椅子付き） 1箇所

(3) 企画・計画等

- ・受託者は、本事業の目的を踏まえ、本仕様書に記載の業務内容を全て企画・実施すること。
- ・受託者は、本事業の進行過程を含む出展後の撤収までのスケジュール等を記載した事業計画書を作成し、熊本県の承認を得ること。
- ・本事業に係る一切の経費（企画調整費、機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、各種データ費等）に要する費用は、すべて委託料に含むものとする。

7 業務の実施にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、実施内容について熊本県及び出展企業と協議しながら行うこと。
- (2) 受託者は、対象業務に関する十分な知識、理解及び経験のあるスタッフを確保するとともに、契約条件を遵守し業務を遂行すること。
- (3) 熊本県から業務の処理に関し報告を求められた場合、受託者は速やかにその進捗状況を報告すること。
- (4) 委託業務を行うために必要となる資料等は、その必要に応じて受託者に提供できること。
- (5) 受託者は、いかなる場合においてもこの契約の履行中に知り得た業務に関わる事項及び付随する事項を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、本業務の実施に当たり本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに熊本県と協議すること。

8 実績報告書の提出

受託者は、委託期間終了までの間に実績報告書を熊本県産業支援課に提出すること。

9 委託費の支払い

熊本県は、業務の処理が完了した後、実績報告書の提出を受けて検査を行い、その内容が契約上の要件を満たしていれば、委託費の支払いを行うこと。

10 知的財産権等の取扱い

受託者が制作した成果物（資材、デザイン及びデジタル素材等を含む）の著作権、出版権、使用権は、熊本県又は出展企業に帰属する。

11 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決するものとする。